

天理市上下水道局管理規程第4号

天理市上下水道局職員就業規則（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月27日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 並 河 健

別表第3第14項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。